

第2 建築物構造

1 耐火構造（建基法第2条第7号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1399号「耐火構造の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。


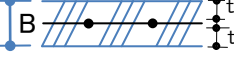


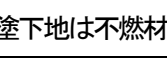

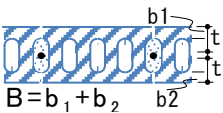


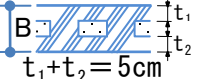
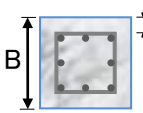
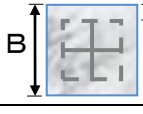
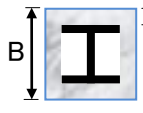
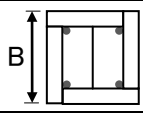
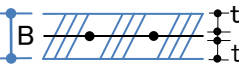
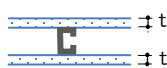
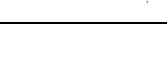
○ 耐火性能に関する技術的基準（建基令第107条）

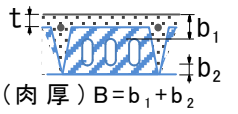
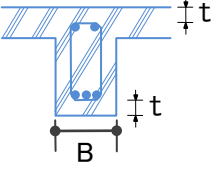
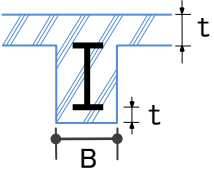
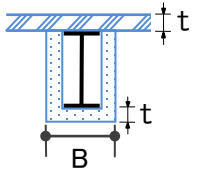
- 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの（非損傷性）であること。
- 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が延焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（平成12年建設省告示第1432号「可燃物燃焼温度を定める件」、以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないもの（遮熱性）であること。
- 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの（遮炎性）であること。

建築物の部分		性能 建築物の階	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）			加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）	屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間（遮炎性）
			最上階・最上階から2～4の階	最上階から5～14以内の階	最上階から15以上の階		
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間	1時間	—
		非耐力壁	—				
	外壁	耐力壁	1時間	2時間	2時間		1時間
		非耐力壁（延焼部分）	—				
		非耐力壁（延焼外部分）	—			30分間	30分間
		柱	1時間	2時間	3時間	—	—
		床	1時間	2時間	2時間	1時間	—
		はり	1時間	2時間	3時間	—	—
		屋根	30分間			—	30分間
		階段	30分間			—	—

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次図に定めるものとする。（第2-1図参照）

第2 建築物構造

建築物の部分	構造	被覆材料	通常火災に基づく加熱時間						
			1時間		2時間		3時間		
			B	t	B	t	B	t	
壁 (間仕切壁の耐力壁・非耐力壁・外壁の耐力壁・非耐力壁)	 B	コンクリートブロック造・無筋コンクリート造・れんが造・石造	コンクリートブロック・コンクリート・れんが・石	7	—	—	—	—	—
	 B	鉄筋コンクリート造 鉄筋鉄骨コンクリート造	コンクリート	7	(3)	10	(3)	—	—
	 B	鉄骨コンクリート造	コンクリート	7	—	10	3	—	—
	 B	鉄骨造 (塗下地は不燃材料)	鉄網モルタル	—	3	—	4	—	—
	 B		鉄網パライトモルタル	—	—	—	3.5	—	—
	 B		コンクリートブロック・れんが・石	—	4	—	5	—	—
	 B = b ₁ + b ₂	鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造	コンクリートブロック造	5	4	8	5	—	—
	 B	木片セメント板の両面に1cm以上のモルタル塗 (t:モルタル塗厚)		—	—	8	—	—	—
 B	高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル		—	—	7.5	—	—	—	
 B, t ₁ , t ₂ , t ₁ +t ₂ =5cm	中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部にパライト又は気泡コンクリートを充填したもの		—	—	12	—	—	—	
柱	 B, t	鉄筋コンクリート造 鉄筋鉄骨コンクリート造	コンクリート	—	(3)	25	(3)	40	(3)
	 B, t	鉄骨コンクリート造	コンクリート	—	(5)	25	5	40	6
	 B, t	鉄骨造	鉄網モルタル	—	4	25	6	40	8
			鉄網軽量モルタル	—	3	25	5	40	7
			コンクリートブロック・れんが・石	—	5	25	7	40	9
			軽量コンクリートブロック	—	4	25	6	40	8
 B, t	鉄材で補強されたコンクリートブロック造・れんが造・石造		—	5	—	—	—	—	
床	 B, t	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	7	(2)	10	(2)	—	—
	 B, t	鉄骨造	鉄網モルタル (塗下地不燃材料)	—	4	—	5	—	—
 B, t	コンクリート		—	4	—	5	—	—	

建築物の部分	構造	被覆材料	通常火災に基づく加熱時間					
			1時間		2時間		3時間	
			B	t	B	t	B	t
床	 鉄材補強のコンクリートブロック造・れんが造・石造 (肉厚) $B=b_1+b_2$	コンクリートブロック・れんが・石	5	4	8	5	—	—
はり	 鉄筋 コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造	コンクリート	—	(3)	—	(3)	—	(3)
	 鉄骨 コンクリート造	コンクリート	—	(5)	—	5	—	6
	 鉄骨造	鉄網モルタル	—	4	—	6	—	8
		鉄網軽量モルタル	—	3	—	5	—	7
コンクリートブロック・れんが・石		—	5	—	7	—	9	
軽量コンクリートブロック		—	4	—	6	—	8	
		鉄網ハ・ライトモルタル	—	—	—	4	—	5
屋根	通常火災に基づく加熱時間	30分間	① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(ただし、かぶり厚さ2cm以上) ② 鉄材で補強されたコンクリートブロック造・れんが造・石造 ③ 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふさいだもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの ④ 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの ⑤ 高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル					
階段			① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ② 無筋コンクリート造、れんが造、石造、又はコンクリートブロック造 ③ 鉄材によって補強された、れんが造、石造又はコンクリートブロック造 ④ 鉄造					

B：構造全体の厚さ(単位 cm)

t：かぶり厚さ(単位 cm)，()内は、建基令第79条、第79条の3によるかぶり厚さ

第2-1図

2 準耐火構造(建基法第2条第7号の2)

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。建基法第2条第9号の3ロ及び第27条第1項において同じ。)に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1358号「準耐火構造の構造方法を定める件」〔適合仕様〕)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 準耐火性能に関する技術的基準(建基令第 107 条の2, 第 115 条の2の2)

(イ準耐-1, -2)

- 1 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれに掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 2 壁、床及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。建基令第 115 条の2の2第1項[1時間耐火の準耐火建築物]及び第 129 条の2の3第1項[主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物]において同じ。)にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。))にあつては、30 分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 3 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、30 分間)屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

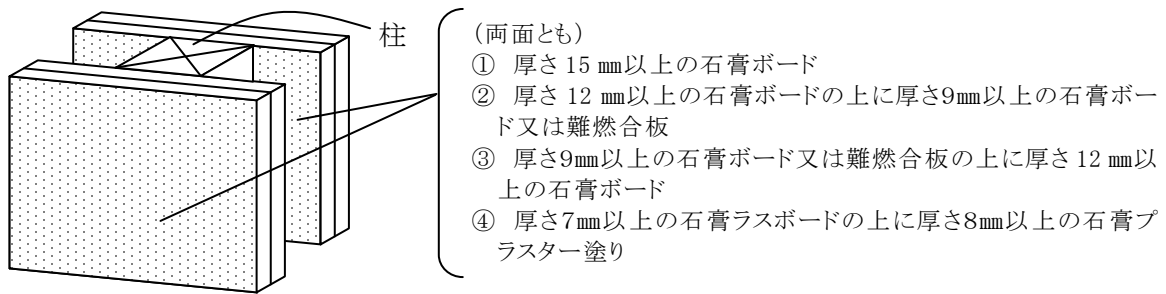
建築物の部分		性能	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間(非損傷性)		加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間(遮熱性)		屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間(遮炎性)	
			イ-1	イ-2	イ-1	イ-2	イ-1	イ-2
壁	間仕切壁	耐力壁	1時間	45分間	1時間	45分間	—	—
		非耐力壁	—	—				
	外壁	耐力壁	1時間	45分間	1時間	45分間	1時間	45分間
		非耐力壁(延焼部分)	—	—				
		非耐力壁(延焼外部分)	—	—	30分間	30分間	30分間	30分間
柱			1時間	45分間	—	—	—	—
床			1時間	45分間	1時間	45分間	—	—
はり			1時間	45分間	—	—	—	—
屋根	屋根		30分間	30分間	—	—	30分間	30分間
	軒裏(外壁で小屋裏などが遮られている場合を除く。)	延焼部分	—	—	1時間	45分間		
		延焼外部分	—	—	30分間	30分間		
階段			30分間	30分間	—	—	—	—

※ イ準耐-1は、建基法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、建基令第115条の2の2第1項1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。(木造3階建の共同住宅等に適用されるもの。)

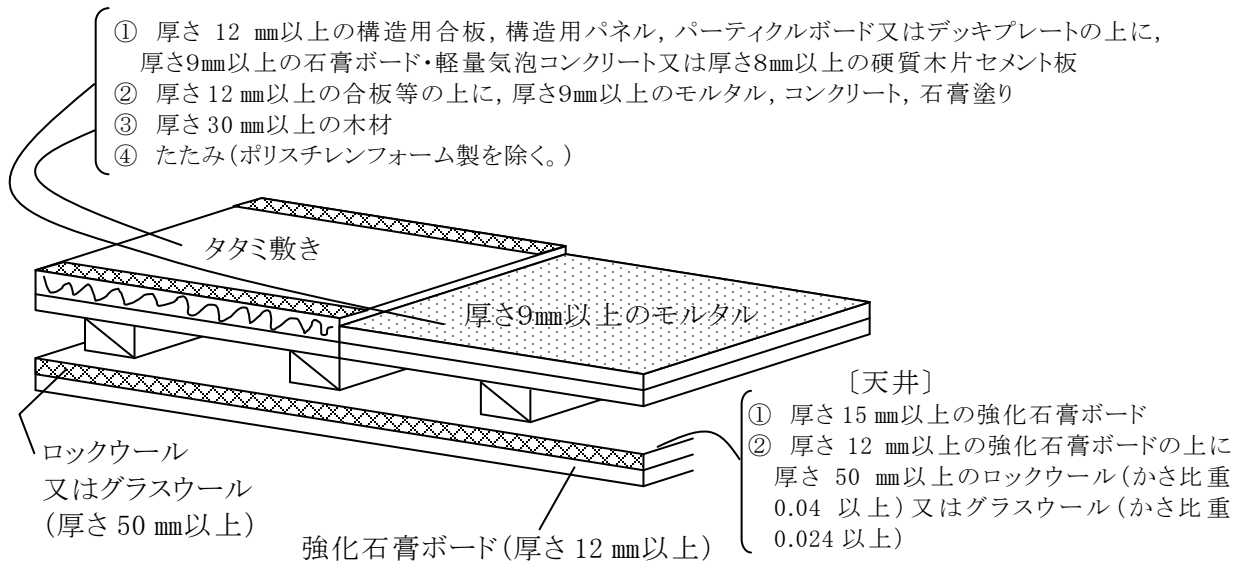
※ イ準耐-2は、建基法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(イ準耐-1に該当するものを除く。)をいう。

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次図に定めるものとする。(第2-2図参照)

[壁, 柱] (耐力壁である間仕切壁の例)



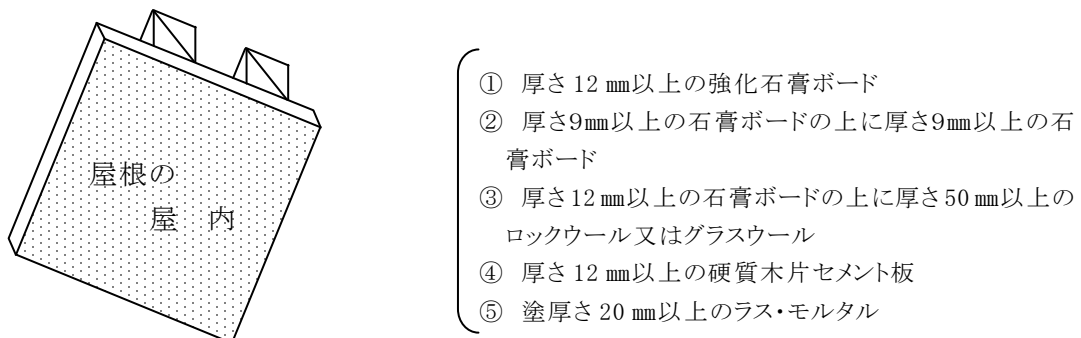
[床]



[屋根]

屋外面は不燃材料で造る・ふく。

屋内面は下記仕様による。



第2-2図

○ 主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準
 (建基令第109条の3)(ロ準耐-1, -2)

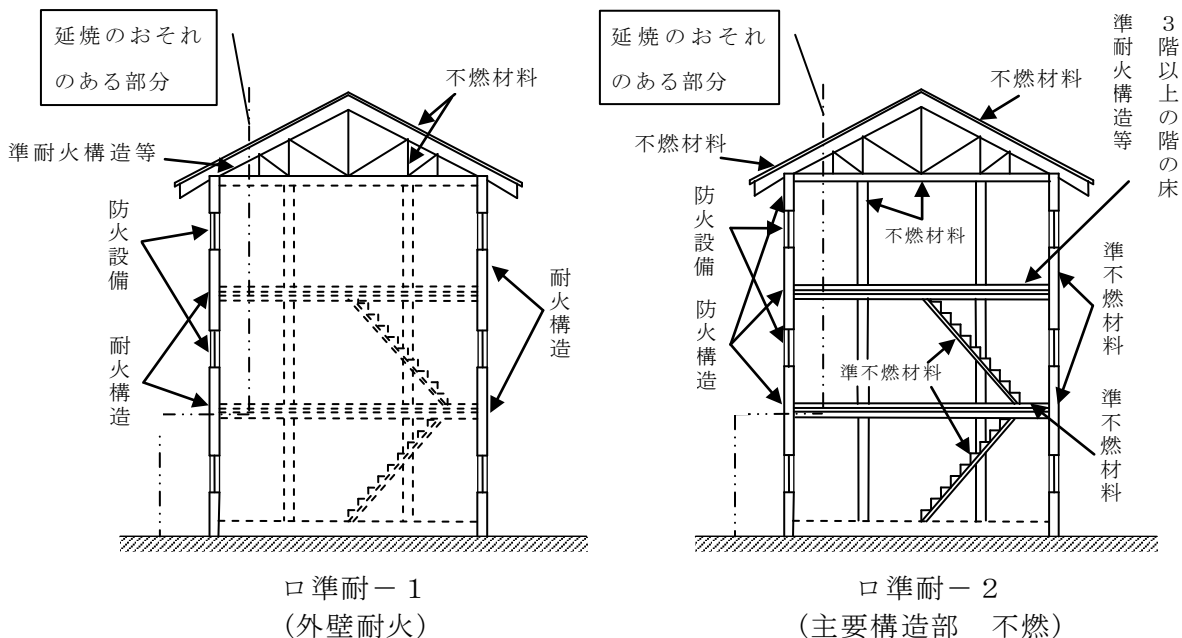
主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するものは次による。

建築物の部分		ロ-1	ロ-2	
壁	間仕切壁	—	準不燃材料	
	外壁	耐火構造	延焼部分	準不燃材料で造るほか、防火構造とする
			延焼外部分	準不燃材料
柱	—	不燃材料		
床	3階以上の階	—	準耐火構造等	
	その他	—	準不燃材料	
はり	—	不燃材料		
屋根	延焼部分	不燃材料で造るか又はふくほか、準耐火構造等とする	不燃材料でふき、その他の部分(野地板, たる木等)は、準不燃材料とする	
	延焼外部分	不燃材料で造るか又はふく	準不燃材料とする	
階段	—	—	準不燃材料	

(第2-3図参照)

※ ロ準耐-1は、建基令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。

※ ロ準耐-2は、建基令第109条の3第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。



※ 準耐火建築物とする場合、外壁の延焼のおそれのある部分の開口部は、防火設備とする。

第2-3図

3 防火構造（建基法第2条第8号）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち，防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して，次に掲げる技術的基準に適合するもので，国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1359号「防火構造の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 防火性能に関する技術的基準（建基令第108条）

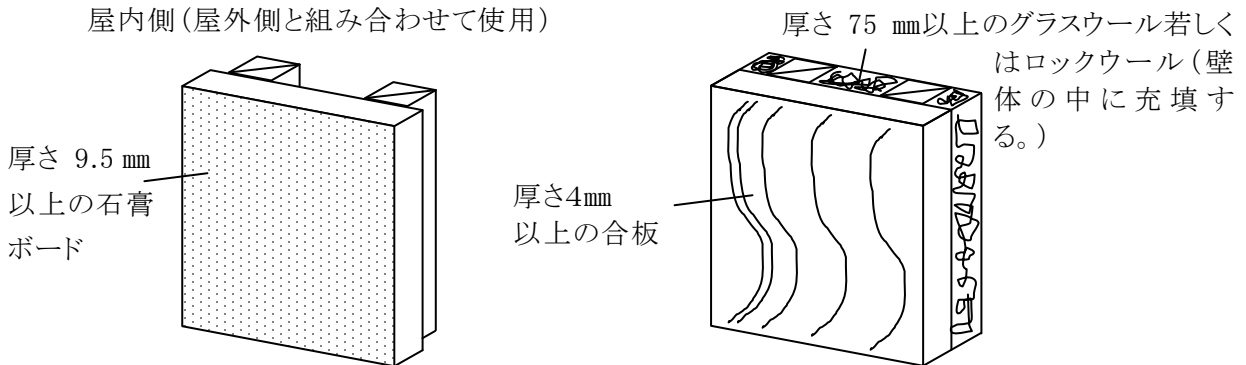
- 1 耐力壁である外壁にあつては，これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形，溶融，破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 2 外壁及び軒裏にあつては，これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

想定する火災	性能の目的	建築物の部分	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）
周囲において発生する火災	延焼抑制（外→内）	外壁(耐力壁) 外壁，軒裏	30分間	30分間

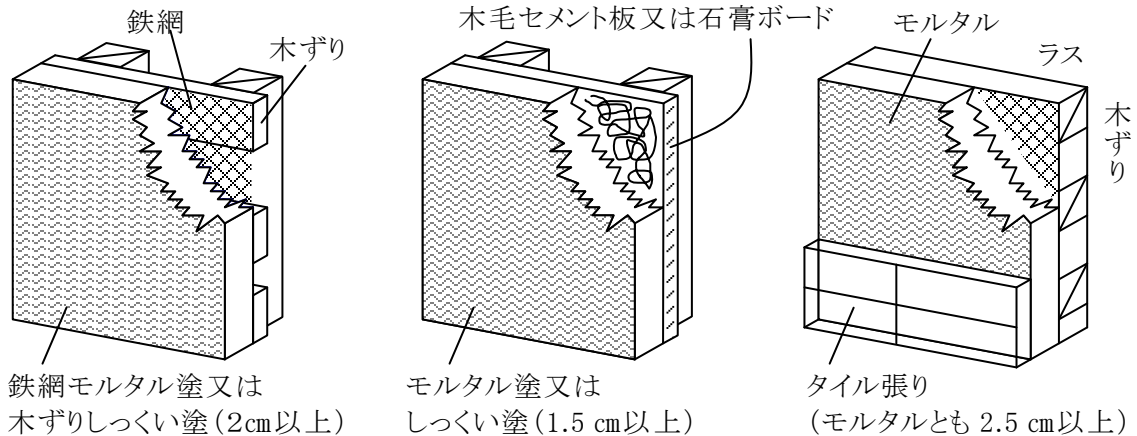
なお，国土交通大臣が定めた構造方法は，次図に定めるものとする。（第2-4図参照）

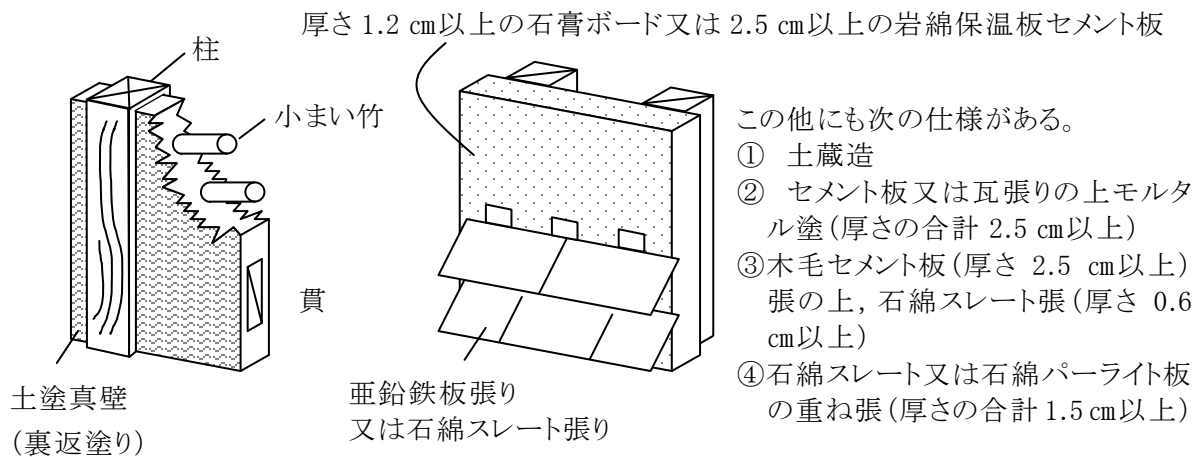
〔外壁〕耐力壁，非耐力壁共通

屋内側（屋外側と組み合わせて使用）



屋外側（間柱，下地を不燃材料以外の材料でしたもの）〔軒裏も同じ。〕





第2-4図

4 準防火構造（建基法第23条）

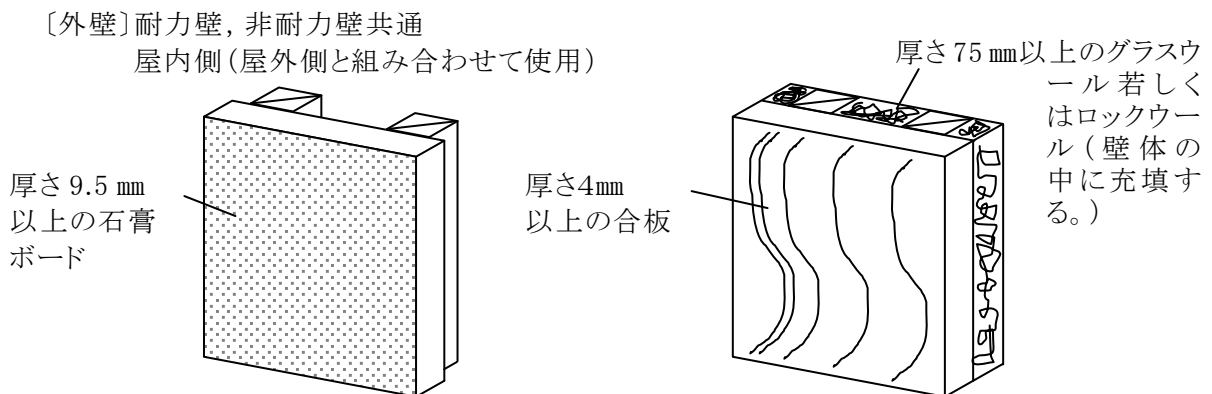
特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の建基令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第25条及び第62条第2項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1362号「木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

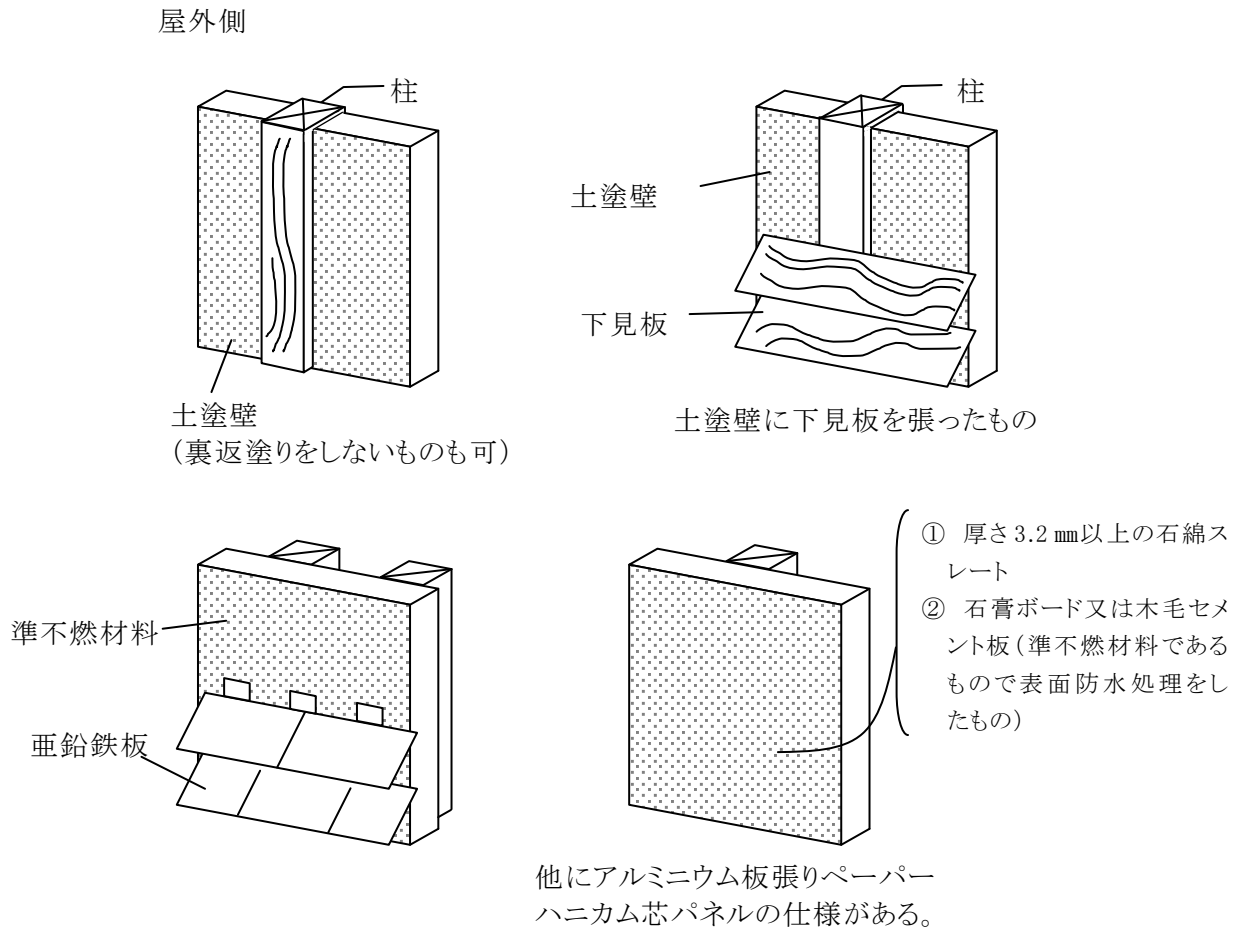
○ 準防火性能に関する技術的基準（建基令第109条の6）

- 1 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 2 外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

想定する火災	性能の目的	建築物の部分	構造耐力上支障のある変形などの損傷を生じないことの加熱時間（非損傷性）	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度以上に上昇しないことの加熱時間（遮熱性）
周囲において発生する火災	延焼抑制（外→内）	外壁(耐力壁) 外壁, 軒裏	20分間	20分間

なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、次図に定めるものとする。（第2-5図参照）





第2-5図

5 屋根

(1) 建基法第63条

防火地域又は準防火地域内の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1365号「防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○ 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準

(建基令第136条の2の2)

次の1及び2(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分でその屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあっては、1)に掲げるものとする。

- 1 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 2 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

なお、建基法第63条により、国土交通大臣が定めた構造方法は、第2-6図に定めるものとする。

(2) 建基法第22条

特定行政庁が防火地域又は準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発

第2 建築物構造

生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して、次に掲げる技術的基準に適合するで、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1361号「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある屋根の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○ 法第22条第1項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準

（建基令第109条の5）

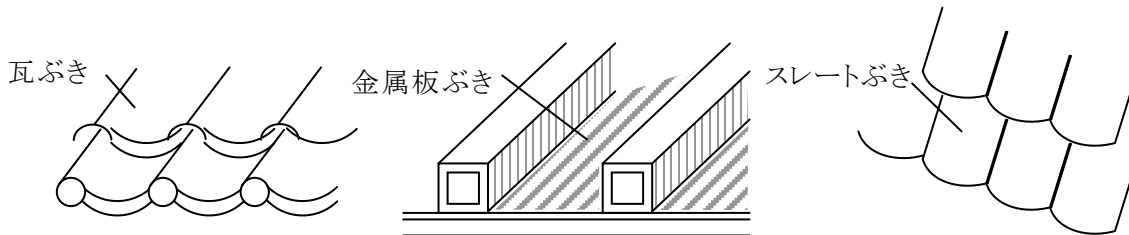
次の1及び2（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するもの（平成12年建設省告示第1434号「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件」、次号(2)、アについて同じ。）として国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものの屋根にあつては、1)に掲げるものとする。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋、その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれある部分以外の部分については、この限りではない。

- 1 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 2 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

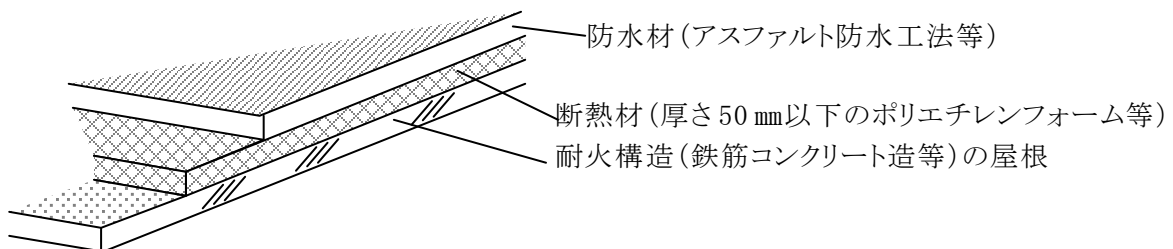
なお、国土交通大臣が定めた構造方法は、第2-6図に定めるものとする。

一般建築物の場合

- 1 不燃材料（瓦、金属板、スレート等）で造る、ふく。

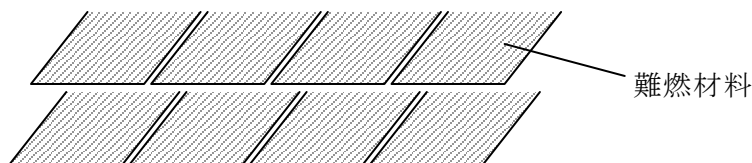


- 2 屋根を準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とすること。
- 3 屋根を耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニール樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。



不燃性物品倉庫等（屋根以外の主要構造部は準不燃材料）

- 1 上記の不燃構造とする。
- 2 難燃材料で造る、ふく。（不燃材料を難燃材料に緩和する。）



第2-6図

(3) 建基令第109条の3, 第113条に規定する屋根の性能に関する技術的基準は, 次表による。

想定する火災	性能目的	建築物の部分	屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間(遮炎性)
屋内において発生する火災	延焼抑制	屋根	20分間

(4) 建基法第22条区域内における木造の特殊建築物の外壁等
 建基法第24条, 第25条又は第62条第2項の規定により, 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は防火構造としなければならないが, 軒先の鼻隠し等についても, 防火構造と同等の性能を有する構造とすることが望ましい。

6 床(天井)の構造(建基法第2条9号の3口, 第26条第2号口)

建基法第2条9号の3口及び第26条第1項ただし書きに規定する防火の措置その他の事項中, 床(天井)について, 次に掲げる技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1368号「床又はその直下の天井の構造方法を定める件」)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

○ 主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術基準 (建基令第109条の3)			
床にあつては, 準不燃材料で造るほか, 3階以上の階における床又は直下の天井の構造を, これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に, 加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形, 熔融, き裂その他の損傷を生じず, かつ, 当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの。			
○ 防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等(建基令第115条の2)			
外壁及び軒裏が防火構造であり, かつ, 1階の床(直下に地階がある部分に限る。)及び2階の床(通路等の床を除く。)の構造が, これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に, 加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形, 熔融, き裂その他の損傷を生じず, かつ, 当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの。			
想定する火災	建築物の部分	構造耐力上支障ある変形などの損傷を生じないことの加熱時間(非損傷性)	加熱面以外の屋内面が可燃物燃焼温度に上昇しないことの加熱時間(遮熱性)
屋内において発生する火災	床(天井)	30分間	30分間

7 ひさし等の構造(建基法第27条)

建基法第27条第1項ただし書に関して, ひさし等の構造は, 次に掲げる技術的基準に適合するもので, 国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1381号「ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件」)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが, 防火上有効に設けられているものをいう。

○ 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等

(建基令第 115 条の2の2第1項第4号ハ)

外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの。

○ 主要構造部を木造とすることができる大規模建築物の技術的基準等

(建基令第 129 条の2の3第1項第1号ハ(2))

外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので建基令第 115 条の2の2第1項第4号ハに規定する構造であるものが防火上有効に設けられていること。

想定する火災	建築物の部分	屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないことの加熱時間(遮炎性)
通常の火災	ひさし等	20 分間

8 防火設備

(1) 建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他建基令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。））に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1360 号「防火設備の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○ 遮炎性能に関する技術的基準(建基令第 109 条の2)

防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。(別表参照)

(2) 建基法第 64 条

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他建基令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。））に関して、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1366 号「防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○ 遮炎性能に関する技術的基準(建基令第 109 条の2)

防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。なお、建基法第2条第9号の2ロの遮炎性は「両面遮炎」であるのに対して、準遮炎性能は屋外からの出火による火炎を遮る「片面遮炎」である。

(別表参照)

(3) 建基令第 112 条

建基令第 112 条第 1 項の規定に基づく特定防火設備は、建基令第 109 条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 12 年建設省告示第 1369 号「特定防火設備の構造方法を定める件」〔適合仕様〕）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

らない。(別表参照)

(4) 建基令第114条

建基令第114条第5項の規定に基づく防火設備は、建基令第109条に規定する防火設備であって、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年建設省告示第1377号「建築物の界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件」〔適合仕様〕)を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。(別表参照)

別表 防火設備に必要な性能に関する技術的基準

防火設備	火災	性能	時間	要件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備 (建基法第2条第9号の2口)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	20分間	加熱面以外の面に火炎を出さないこと
防火地域及び準防火地域の建築物の開口部に設ける防火設備(建基法第64条)	周囲において発生する通常の火災	準遮炎性能 (屋外火災・片面)	20分間	
防火区画に用いる防火設備 (特定防火設備) (建基令第112条第1項)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	1時間	
界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備 (建基令第114条第5項)	通常の火災	遮炎性能 (屋内火災・両面)	45分間	

第2 建築物構造

【参考】関係条文

1 建築全般

建基法	建基令	建設省告示
第2条第9号の2 第9号の3（定義）	第108条の3 （耐火建築物の主要構造部に 関する技術的基準） 第109条の3 （主要構造部を準耐火構造とし た建築物と同等の耐火性能を 有する建築物の技術的基準）	平12. 5. 31第1433号 （耐火性能検証法に関する算出 方法等を定める件） 平12. 5. 25第1367号 （準耐火建築物と同等の性能を 有する建築物等の屋根の構造方 法を定める件） 平12. 5. 25第1368号 （床又はその直下の天井の構造 方法を定める件）
第21条（大規模の建築 物の主要構造 部）	第129条の2の3 （主要構造部を木造とすること がきる大規模な建築物の技術 的基準等）	
第25条（大規模の木造 建築物の外壁 等）		
第27条（耐火建築物又 は準耐火建築 物としなけれ ばならない特 殊建築物）	第115条の2の2 （耐火建築物とすることを要し ない特殊建築物の技術的基準 等） 第115条の3 （耐火建築物又は準耐火建築 物としなければならない特殊建 築物） 第115条の4 （自動車車庫等の用途に供して はならない準耐火建築物）	平12. 5. 26第1380号 （耐火建築物とすることを要し ない特殊建築物の主要構造部の 構造方法を定める件）
第61条（防火地域内の 建築物構造）		
第62条（準防火地域内 の建築物構 造）	第136条の2 （地階を除く階数が3である建 築物の技術的基準）	

2 屋根

建基法	建基令	建設省告示
第22条（屋根）	第109条の5 （法第22条第1項の市街地の 区域内にある建築物の屋根の 性能に関する技術的基準）	平12. 5. 24第1361号 （特定行政庁が防火地域及び準 防火地域以外の市街地について 指定する区域内における屋根の 構造方法を定める件） 平12. 5. 31第1434号 （不燃性の物品を保管する倉庫 に類する用途を定める件）
第25条（大規模の木造 建築物の外壁		

第 63 条(防火地域内等の建築物の屋根)	第 136 条の 2 の 2 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 25 第 1365 号 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件)
-----------------------	---	---

3 外壁と外壁の開口部

建 基 法	建 基 令	建 設 省 告 示
第 23 条(外壁)	第 109 条の 6 (準防火性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 24 第 1362 号 (木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件)
第 24 条(木造建築物等である特殊建築物の外壁)		
第 25 条(大規模木造建築物の外壁)		
第 64 条(防火地域等内の建築物の開口部)	第 109 条 (防火戸その他の防火設備) 第 136 条の 2 の 3 (準遮炎性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 25 第 1366 号 (防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件)
第 65 条(隣地境界線に接する外壁)		

4 耐火構造, 防火構造, 防火戸等

建 基 法	建 基 令	建 設 省 告 示
第 2 条第 7 号(定義)	第 107 条 (耐火性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 30 第 1399 号 (耐火構造の構造方法を定める件) 平 12. 5. 31 第 1432 号 (可燃物燃焼温度を定める件)
第 2 条第 7 の 2 号(定義)	第 107 条の 2 (準耐火性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 24 第 1358 号 (準耐火構造の構造方法を定める件)
第 2 条第 8 号(定義)	第 108 条 (防火性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 24 第 1359 号 (防火構造の構造方法を定める件)
第 2 条第 9 号の 2 ロ(定義)	第 109 条 (防火戸その他の防火設備) 第 109 条の 2 (遮炎性能に関する技術的基準)	平 12. 5. 24 第 1360 号 (防火設備の構造方法を定める件)
第 2 条第 9 号の 3 イ(定義)	第 109 条の 2 の 2 (主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角)	

第2 建築物構造

第2条第9号の3ロ(定義)	第109条の3 (主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)	平12. 5. 25第1367号 (準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件) 平12. 5. 25第1368号 (床又はその直下の天井の構造方法を定める件)
第62条(準防火地域内の建築物)	第136条の2 (地階を除く階数が3である建築物の技術的基準)	昭62. 11. 10第1903号 (外壁の開口部の面積に関する基準を定める件) 昭62. 11. 10第1904号 (建築物の部分を指定する件) 昭62. 11. 10第1905号 (外壁, 主要構造部である柱, はり, 床, 床の直下の天井, 屋根, 屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件) 昭48. 12. 28第2563号 (防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件)

5 材料

建基法	建基令	建設省告示
第2条第9号(定義)	第108条の2 (不燃性能及びその技術的基準)	平12. 5. 30第1400号 (不燃材料を定める件)
	第1条第5号 (定義)	平12. 5. 30第1401号 (準不燃材料を定める件)
	第1条第6号 (定義)	平12. 5. 30第1402号 (難燃材料を定める件)

6 その他

建基法	建基令	建設省告示
第26条(防火壁)	第113条 (木造等の建築物の防火壁) 第115条の2 (防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)	昭62. 11. 10第1900号 (耐火構造の床又は壁を貫通する給水管, 配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件) 昭62. 11. 10第1901号 (通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件)

第 36 条(この章の規定を実施,又は補足するため必要な技術的基準)	第 129 条の 2 の 5 (給水,排水その他の配管設備の設置及び構造)	平 12. 5. 31 第 1412 号 (建築物に設ける換気,暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート,メールシュート,リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件) 平 12. 5. 31 第 1422 号 (準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管,配電管その他の管の外径を定める件) 平 12. 5. 29 第 1390 号 (建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件) 昭 50. 12. 20 第 1597 号 (建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件)
	第 129 条の 2 の 7 (冷却塔設備)	昭 40. 12. 18 第 3411 号 (地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷却塔設備の防火上支障のない構造方法,建築物の他の部分までの距離及び建築物の他の部分の温度を定める件)
第 66 条(看板等の防火措置)		

